

令和3年度補正予算CEV補助金：FAQ

目次

Q1 申請方法・補助金交付申請書提出期限・対象車両.....	1
Q2 記入方法.....	3
Q3 必要書類.....	4
3-1 申請者の確認書類.....	4
3-2 申請車両の確認書類（自動車検査証、標識交付証明書）.....	5
3-3 車両代金の支払い確認書類（支払証憑等）.....	5
3-4 下取価格が車両代金の一部に充当されたことの確認書類（下取車入庫証明書）.....	6
3-5 リース会社の申請.....	6
Q4 申請後の変更.....	7
Q5 その他.....	7

2022年3月31日

Q1 申請方法・補助金交付申請書提出期限・対象車両

No.	問合せ内容	回答														
1	補助金申請から補助金交付までの流れを教えてください。	<p>車両登録後、車両代金の全額の支払いを完了した上で、必要書類を添付して、郵便か宅配便で送付してください。</p> <p>補助金申請書類が適正なものか、応募要件を満たしているか等を審査し、補助金の交付が決定しましたら、「補助金交付決定通知書兼補助金の額の確定通知書」で交付金額をお知らせし、申請書に記載された金融機関に補助金を振込みます。</p>														
2	提出期限について教えてください。	<p>受付期間は令和4年3月25日から令和5年3月1日（必着）です。</p> <p>また、車両登録時期により申請書提出期限が変わってきます。下記の表をご参照ください。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th rowspan="2" style="width: 25%;">初度登録（届出）日</th> <th colspan="2" style="text-align: center;">申請書提出期限（消印有効）</th> </tr> <tr> <th style="width: 25%;">原則（車両登録日までに支払手続きが完了している場合）</th> <th style="width: 50%;">例外（車両登録日までに支払い手続きが完了していない場合）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">11月26日～ 3月31日</td> <td style="text-align: center;">5月31日</td> <td style="text-align: center;">5月31日</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">4月1日～ 4月30日</td> <td style="text-align: center;">5月31日</td> <td style="text-align: center;">6月30日</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">5月1日以降 （例：5月10日）</td> <td style="text-align: center;">初度登録（届出）日から1ヶ月 （例：6月9日）</td> <td style="text-align: center;">初度登録（届出）日の翌々月末日 （例：7月31日）</td> </tr> </tbody> </table>	初度登録（届出）日	申請書提出期限（消印有効）		原則（車両登録日までに支払手続きが完了している場合）	例外（車両登録日までに支払い手続きが完了していない場合）	11月26日～ 3月31日	5月31日	5月31日	4月1日～ 4月30日	5月31日	6月30日	5月1日以降 （例：5月10日）	初度登録（届出）日から1ヶ月 （例：6月9日）	初度登録（届出）日の翌々月末日 （例：7月31日）
初度登録（届出）日	申請書提出期限（消印有効）															
	原則（車両登録日までに支払手続きが完了している場合）	例外（車両登録日までに支払い手続きが完了していない場合）														
11月26日～ 3月31日	5月31日	5月31日														
4月1日～ 4月30日	5月31日	6月30日														
5月1日以降 （例：5月10日）	初度登録（届出）日から1ヶ月 （例：6月9日）	初度登録（届出）日の翌々月末日 （例：7月31日）														

3	提出期限が「初度登録(届出)日の翌々月末日」となるのはどのようなケースですか。	<p>車両登録日までに車両代金の支払いまたは全額支払いの手続きのいずれかが完了しない場合です。</p> <p>☆(注意) 例えば、クレジット契約による支払いの場合には、「支払いの手続きの完了」とは、クレジット会社と申請者の間のクレジット契約の締結の完了をいいます(クレジット会社から販売会社への支払いの完了ではありません)。</p> <p>(令和3年度(当初予算)CEV補助金の手続から変更となっています。)</p> <p>(例)車両の初度登録(届出)の日までに車両代金の一部が現金により支払い完了、残金分についてクレジット契約を締結済である場合には、申請期限は、(原則どおり)「車両の初度登録(届出)の日から1ヶ月以内(翌月の前日までの消印有効)」となります。</p> <p>(例)下取り車の入庫(=現物による支払い)が車両登録日より後の場合は、申請期限は、「初度登録日(届出日)の翌々月の末日まで(消印有効)」となります。</p>
4	クレジット会社から販売会社への支払いが車両登録日より後である場合は、車両登録日までに全額支払いの手続きが完了していないとみなされますか。	<p>みなされません。クレジット契約による支払いの場合には、「支払いの手続きの完了」とは、クレジット会社と申請者の間のクレジット契約の締結の完了をいいます(クレジット会社から販売会社への支払いの完了ではありません)。車両登録日以前に契約締結が完了していれば、申請期限は原則どおり「車両の初度登録(届出)の日から1ヶ月以内(翌月の前日までの消印有効)」となります。</p> <p>(令和3年度(当初予算)CEV補助金までの手続から変更となっています。)</p>
5	保証方式の契約の場合は、支払いが完了していないので、車両登録日までに全額支払いの手続きが完了していないとみなされますか。	<p>みなされません。保証方式の契約の場合も、車両登録日以前に契約締結が完了していれば、支払い手続きが完了しているため、申請期限は原則どおり「車両の初度登録(届出)の日から1ヶ月以内(翌月の前日までの消印有効)」となります。</p> <p>(令和3年度(当初予算)CEV補助金までの手続から変更となっています。)</p>
6	補助金の対象となる車両の銘柄を教えてください。	<p>次世代自動車振興センターのHPで確認できます。</p> <p>http://www.cev-pc.or.jp/hojo/pdf/R3ho/R3ho_meigaragotojougen.pdf</p>
7	超小型モビリティについて、「サービスユースは、給電機能無の場合は350千円の定額補助、給電機能有の場合は450千円の定額補助とする」とありますが、「サービスユース」とはどのような場合ですか。	<p>「サービスユース」とは、レンタカー事業者等が「わ」「れ」ナンバーで貸出し用車として使用するものを言います。個人、地方公共団体、その他法人が自家用車として使用するものは含みません。</p>

Q2 記入方法

No.	問合せ内容	回答
1	「下取車入庫証明書」の書き方について教えてください。	応募要領、センターHPに掲載の記入例を参照下さい。
2	「役員名簿」の書き方について教えてください。	応募要領、センターHPに掲載の記入例を参照下さい。
3	「取得財産等管理台帳・取得財産等明細表」の書き方について教えてください。	応募要領、センターHPに掲載の記入例を参照下さい。
4	必要書類について教えてください。	「地方公共団体・その他の法人」「個人」「リース会社」により変わってきます。 それぞれの応募要領をご確認ください。
5	令和3年度当初予算の様式で作成したのですが、申請できますか。	送付いたいただいても受付いたしません。 新年度の様式で作成して下さい。
6	「申請書」は両面コピー印刷でも申請できますか。	A4サイズの片面コピーで印刷して下さい。
7	商業登記簿の会社法人等番号が、12桁しかないのですが、そのまま記入してよいですか。	法人番号は、国税庁より通知されている番号です。 国税庁法人番号公表サイトで調べて記入して下さい。 (13桁を記入)
8	登録番号を変更しているのですが、登録番号はどちらの番号で申請したらよいですか。	申請書には変更した番号を記入して下さい。申請には変更前と変更後の車検証、2枚の添付が必要です。
9	ゆうちょ・信金・信組等に振込はできますか。	申請者本人名義の口座であれば振込できます。
10	通帳がない為、コピーが添付できないのですが、どうしたらよいですか。	正しく記入されていれば、写しが無くても申請できます。
11	プラグインハイブリッドの申請の際、J-クレジット事業への参加の箇所はどちらに○を付けますか。	型式が不明となっている車種を除く電気自動車及びプラグインハイブリッド自動車は、J-クレジット事業へご参加いただくことが条件です。(1)の欄の「1. はい」を選択して下さい。 (令和3年度CEV補助金よりプラグインハイブリッド自動車が追加となっています。)

Q3 必要書類

3-1 申請者の確認書類

No.	問合せ内容	回答
1	印鑑証明・住民票・免許証以外に、対応できるものはありますか。	ありません。 氏名・現住所が確認できる有効期限内のもの、もしくは、発行後3ヶ月以内のものを添付してください。
2	個人情報のため、役員名簿を提出したくないのですが、添付なしでも、申請できますか。商業登記簿の提出で足りませんか。	役員名簿は必須です。 様式8「役員名簿」は、各省庁とも共通の様式で、国から指示されたものです。商業登記簿には、生年月日の記載がありませんので必要です。
3	自治体での申請の場合、何を添付すればよいのですか。	通常の法人申請と同じです。 但し、「商業登記簿/役員名簿」は不要です。
4	身障者減免を受けていますが、車検証上の所有者・使用者とも身障者本人となっています。どのように申請したらよいですか。	所有者・使用者が一致している場合は、添付書類等とはとくに不要です。交付申請書(様式 1-1)の 1(5)申請者の分類は、「1:個人」を選択してください。
5	身障者減免制度の関係で、「所有者＝身障者、使用者＝家族でない代行運転者」となっていますが、申請はできますか。	生計を同一にする方が使用者の場合にのみ申請を認めます。
6	身障者減免制度の関係で、車検証上の使用者が所有者と異なります。「減免承認通知書、又は減免申請書(收受印のあるもの)等」を提出、とありますが、身障者手帳写しの提出でよいですか。	身障者手帳の場合、確認できる事項が十分でない場合がありますので、減免承認通知書や減免申請書(收受印のあるもの)の提出を推奨します。また、これらを提出していただいた場合も、内容により他の書類の提出をお願いする場合がありますのでご承知おきください。
7	減免制度の手続に時間がかかり、補助金交付申請の期限に間に合いません。	期限を過ぎた申請は一切受け付けできないため、事前(申請期限より前)に必ずセンターにご一報ください。
8	(身障者減免制度全般)	自治体により制度が異なり、補助金交付申請の際の必要事項・書類についても場合により異なるため、ご不明点については個別にセンターにお問い合わせください。

3-2 申請車両の確認書類（自動車検査証、標識交付証明書）

No.	問合せ内容	回答
1	親子(夫婦)での登録は、申請できますか。	できません。 所有者・使用者同一が申請の条件です。
2	番号変更・所有権解除をしたのですが、初度登録の車検証を紛失した場合、何を添付すればよいですか。	陸運事務所に依頼できる「登録事項等証明書/保存記録」が必要です。

3-3 車両代金の支払い確認書類（支払証憑等）

No.	問合せ内容	回答
1	振込分は、領収証を発行していないのですが、無くても申請できますか。	振込分も領収証が必要です。または、銀行発行の振込証明書(振込金受取書等)でも申請できます。
2	ローン購入の場合、ローン利用分の領収証は発行していないのですが、無くても申請できますか。	車両代金全額の支払いが完了しておらず、残金についてローン、クレジット、保証、割賦等の支払方式により後払いする場合、申請者が契約者となっている、ローン、クレジット、保証、割賦等の契約書(申込書は不可)を添付すれば、領収証は不要です。 (令和3年度(当初予算)CEV補助金までの手続から変更となっています。)
3	「ローン申込書」でも申請できますか。	「ローン申込書」では申請できません。 申請者が契約者となっている「ローン契約書」(ローン会社に提出分、印のあるもの)が必要です。
4	クレジットカードでの支払いは、(使用時に発行される)「クレジット売上票」でも申請できますか。	「クレジット売上票」は、領収証の代わりにはなりません。 領収証が必要です。
5	申請者が領収証を紛失した為、店舗控でも申請できますか。	店舗控・入金証明書の類では、申請できません。 領収証が必要です。
6	車の保険金を車両代金の一部に充当した場合、どのような領収証を添付すればよいのですか。	損保会社からの振込であれば、損保会社宛の領収証で、併記等により申請者名を明記したものがが必要です。 また、それを裏付ける書類として損保会社からのハガキ等を添付してください。

3-4 下取価格が車両代金の一部に充当されたことの確認書類（下取車入庫証明書）

No.	問合せ内容	回答
1	残債がある場合、下取価格欄に、どの金額を明記すればよいですか。	残債を含まない、下取金額を明記してください。
2	納車日に下取車を引き取る為、実際の入庫前に申請することはできますか。	下取車も領収の一部となるため、実際に入庫してから申請してください。
3	下取車の使用者が新車の申請者とは同一ではないのですが、申請できますか。	下取車に関してのみ、申請者と同一でなくても申請できます。

3-5 リース会社の申請

No.	問合せ内容	回答
1	一括還元する契約でも、申請できますか。	一括還元の場合は申請できません。 月々のリース料金(消費税抜き)に補助金相当額が還元されていることが申請の条件となります。
2	11/26以降、リース開始時点で公表されていた補助金予定金額を織込んでリース契約を締結したため、その後の補助金増額分をリース料に織込むことができません。増額分をリース料と別に一括でリース使用者に還元することは可能でしょうか。	以下を条件として、特例として可能とします。 ・対象:原則、経産省の変更後の補助金予定額の公表(3月4日)までにリース契約を締結した案件を対象とします。 ・以下をご対応いただきます。 ① 補助金交付申請時、「貸与料金の算定根拠明細書」(様式3)の「3. 特記事項」の欄に、その旨を記述(記入例:「補助金相当額のうち5万円は、リース使用者に一括し支払います」)。 ② 一括払いに関する合意が証明できる書類(リース使用者との覚書等)があれば、①の様式3に添付して提出。 ③ 補助金交付後、可及的速やかに一括分をリース使用者に支払い、リース使用者からの領収証を追加提出。
3	自治体の補助金と併用する場合、算定根拠明細書は、どのように明記すればよいのですか。	基本は国の補助金相当額のみを記入してください。 記入する補助金相当額が総額の場合は、その内訳も記入してください。なお、リース料金が自治体等の補助金と合算されているリース契約については、国と自治体等の内訳を記入し、月々のリース料金で国の補助金相当額が還元されている事が分かるように記載して下さい。
4	初回と2回目以降の月々のリース料金に変更になる契約は申請できますか。	正しく月々のリース料金に還元されていて、且つ、そのリース料金が「リース契約書」で確認できれば申請できます。

Q4 申請後の変更

No.	問合せ内容	回答
1	住所及び登録番号が変更になったのですが、届出は必要ですか。	必要です。センターHPに記載の「様式5/変更届出書」に記入し、新住所が確認できる本人確認書類と番号変更後の車検証の写しを郵送してください。
2	結婚して、苗字が変わったのですが、届出は必要ですか。	必要です。センターHPに記載の「様式5/変更届出書」に記入し、新しい氏名が確認できる本人確認書類と変更後の車検証の写しを郵送してください。

Q5 その他

No.	問合せ内容	回答
1	申請受付後、審査を行った上で、申請対象外となるケースには、どのようなものがありますか。	<p>例えば、以下のようなものが対象外です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 申請者・登録名義人・買主が一致していないもの。 ② 購入車両がセンターの「補助対象車両一覧」にない場合。 ③ 「自動車検査証」の自家用・事業用の別の欄が「事業用」の車両。 ④ 初度登録の翌々月の末日までに、車両代金の支払いまたは支払手続きが完了していない場合。 ⑤ 提出期限を過ぎた申請。 原則、初度登録(届出)の日から1ヶ月以内(翌月の前日消印有効)です。 例外として、車両登録日までに車両代金の支払いまたは全額支払いの手続きのいずれかが完了しない場合は、初度登録日(届出日)の翌々月の末日まで(消印有効)の提出を認めます。 ただし、年度末は、令和5年3月1日必着とし、それ以降は申請できません。 ⑥ 以前に補助金を受領し処分制限期間内にある車両を下取車として処分した場合、処分した車両の補助金の返納が完了するまで、新車への補助金は交付できません。
2	令和4年度補助金の申請受付はいつ開始されますか。	詳細を含め、別途ご案内します。